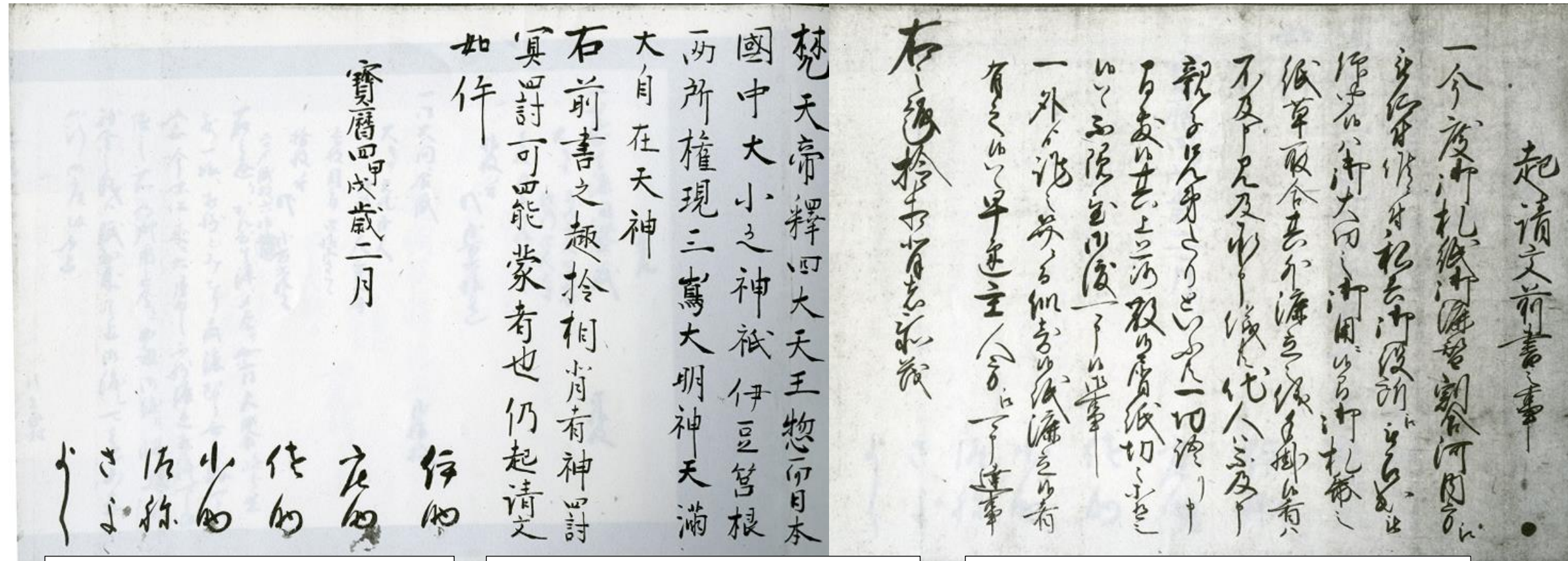


血判で誓う7人の漉子たち

—加藤河内家文書の起請文から—



署名と署名下の血判

神文（誓約を破った場合の罰）

前書（誓約の内容）

この起請文は、福井藩にとっての機密事項であった藩札の漉替えを、親子兄弟にも一切語らないことなどを1754年（宝暦4）に神々に誓ったもの。作成者は男4人・女3人の計7人の漉子たち。一般に江戸時代の庶民の女性は、資料では「〇〇左衛門妻」「△△左衛門娘」のように夫の妻や男親（父）の娘として表記され、名前が不明であるケースが多いで

すが、この起請文には女3人の実際の名前（つね、さよ、よし）が記されています。紙の生産現場で男女が忙しく立ち働いているようすが想像されます。

7人の漉子たちは、もし誓いを破ったならば、日本全国の神々の「神罰・冥罰」を進んで受けるとし、誠意を強調するためにそれぞれ血判を捺しています。漉子たちの誓いの厳粛さを見ることができます。